



# 公共事業等に係る濁水流出防止対策（案）について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物  
通知日：平成5年10月22日

発管第154号  
平成5年10月22日

部内各課長殿  
各土木事務所長殿  
鳥取空港管理事務所長殿  
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

## 公共事業等に係る濁水流出防止対策（案）について（通知）

このことについて、濁水流出防止に係る対策（案）を別添のとおり策定しましたので、下記事項に留意し、今後の計画・設計及び現場監督業務を適正に執行していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 留意事項

##### (1) 設計への適用に係る留意事項

ア 濁水流出防止対策工法選定フロー（案）により、工事箇所に適した工法を選定すること。

イ 選定された工法の標準構造図（案）を設計に盛り込むこと。

ウ 濁水流出防止対策工事費は、積み上げにより仮設工事費として計上すること。

エ 工事箇所の周辺状況により、標準構造図（案）どおりに施工しがたい場合は、標準構造図（案）の濁水流出防止対策機能が発揮できる施設とすること。

オ 現場説明書の特記事項（施工条件明示事項）中、濁水処理の項目は、次のとおり改定する。

現行：「工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法・費用については、別途協議するものとする。」

改定：「工事で発生する濁水に対しては、設計に基づき防止対策を講じることとし、その施工に当たっては、監督員と協議すること。」

##### (2) 施工への適用に係る留意事項

ア 工事着工前に提出される施工計画書の中に濁水流出防止対策に係る計画が盛り込まれているよう指導に努めること。（環境対策に記載）

イ 魚への配慮という観点から、監督員との協議どおりに現場施工が成されるよう施工指導及び現場監督の充実・強化に努めること。

（別添省略）